証券コード　6193
平成29年６月６日

株　主　各　位

東京都港区虎ノ門四丁目３番13号
バーチャレクス・コンサルティング株式会社
代表取締役社長　丸山　栄樹

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月27日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年６月28日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区西新橋一丁目15番１号　大手町建物田村町ビル TKP新橋カンファレンスセンター　３階　ホール３Ａ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第19期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第19期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件
第２号議案　新設分割計画承認の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役６名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.virtualex.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種政策の効果もあり、企業収益や雇用情勢に改善が見られ、緩やかな回復基調が続きました。一方、中国やアジア新興国、資源国等の景気減速や英国のＥＵ離脱問題、米国大統領選挙の影響による為替や株価の変動など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響が懸念されており、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループはクライアント企業がより戦略的で有効な顧客接点（チャネル）を構築し、企業価値を最大化しうる顧客対応が実現できるよう当社の持つコンサルティング、ＩＴ、アウトソーシングのノウハウを活用したトータルな支援を行ってきました。

一方、東証マザーズ上場に伴う各費用等の発生や厳しい環境下での積極的な採用活動に伴う採用費の増加等により、販売費及び一般管理費が増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,448,183千円（前連結会計年度比15.1％増）、営業利益は226,664千円（同12.0％減）、経常利益は223,291千円（同11.2％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は121,720千円（同52.0％減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

ＩＴ＆コンサルティング事業におきましては、ストックビジネスであるＣＲＭ ＩＴサービスは堅調に推移しましたが、コンサルティングサービスでは新規案件は獲得しているもののＩＴ派遣案件の縮小や見込んでいた大型案件の失注がありました。また、グループの技術力向上及び新たな事業領域への展開を目的として株式会社タイムインターメディアの株式を取得し新たに連結子会社といたしました。この結果、売上高は2,268,152千円（前連結会計年度比25.8％増）、営業利益は569,584千円（同3.3％増）となりました。

アウトソーシング事業におきましては、既存顧客案件が堅調に推移するとともに新規案件も売上利益に寄与してきた結果、売上高は2,180,030千円（前連結会計年度比5.7％増）、営業利益は382,759千円（同9.9％増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第18期（平成28年３月期）（前連結会計年度）		第19期（平成29年３月期）（当連結会計年度）		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
IT&コンサルティング事業	1,802,298千円	46.6%	2,268,152千円	51.0%	465,854千円	25.8%
アウトソーシング事業	2,062,736	53.4	2,180,030	49.0	117,294	5.7
合計	3,865,034	100.0	4,448,183	100.0	583,149	15.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は96,720千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

IT&コンサルティング事業　ソフトウエアの新機能追加

ロ．当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

アウトソーシング事業　電話設備の新設

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として300,000千円の調達を行いました。

また、平成28年６月23日の東証証券取引所マザーズ市場上場に伴う株式の発行を1株当たり1,090円、払込総額120,336千円で行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成29年２月に株式会社タイムインターメディアの株式を現物出資および現金購入により複数の株主から取得し、当社の完全子会社といたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 16 期 (平成26年３月期)	第 17 期 (平成27年３月期)	第 18 期 (平成28年３月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (平成29年３月期)
売　上　高(千円)	4,514,437	3,756,538	3,865,034	4,448,183
経　常　利　益(千円)	15,426	141,427	251,549	223,383
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	△530,322	172,480	253,700	121,720
１株当たり当期純利益　(円)	△193.20	62.83	92.42	42.71
総　資　産(千円)	1,484,952	1,226,460	1,375,511	2,798,141
純　資　産(千円)	242,930	416,198	669,736	975,248
１株当たり純資産　(円)	88.50	151.62	243.98	331.95

(3) 重要な子会社の状況

①　重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
バーチャレクス九州株式会社	50,000千円	100.0%	アウトソーシング事業
株式会社タイムインターメディア	154,000	100.0	IT&コンサルティング事業

(注) １．株式会社タイムインターメディアは平成29年２月に第三者割当増資に伴う現物出資および現金購入により子会社となりました。

２．当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社タイムインターメディア
特定完全子会社の住所	東京都新宿区四谷坂町12-22
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	386,873千円
当社の総資産額	1,838,745千円

(4) 対処すべき課題

当社は、中期的に積極的な事業規模及び事業領域の拡大を図っており、当社の成長を加速させるとともに、財務面での健全性を強化し、経営における成長性と安全性の均衡を図ることにより、企業価値の最大化を目指しております。この企業価値最大化という目的を達成するため、当社では、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識しており、改善すべく取り組んでおります。

①営業基盤の拡大

当社は、グループの経営の安定を図り、より一層の成長を目指すために、新規クライアントの獲得及び既存クライアントへのサービス拡充による営業基盤の拡大が不可欠であると認識しております。営業基盤の拡大につきましては、特に当社の強みであるコンサルティング力を切り口にして、システム導入やアウトソーシングの受託に導けるよう一層の体制強化を図ってまいります。

②パッケージ製品力の強化

当社は、設立当初にコンタクトセンターを中心としたＣＲＭ領域にフォーカスして以来、これまでノウハウを蓄積してきたコンタクトセンターにおける顧客対応履歴管理ソフトウェア「inspirX（インスピーリ）」を数多くのクライアント企業に導入頂いてきました。今後とも市場における競争優位性の維持拡大に努めるために、ソーシャルメディアやディバイスの変化等に見られる周辺環境のトレンドを常に把握しながら、ユーザーニーズへの対応を図ることが重要と考えております。また、パッケージ製品の機能拡充による競争力向上とともに、企業ニーズの高いクラウド型のサービス化を行うことにより、販売量の拡大と収益性の向上、更には収益のストック化を図ってまいります。

③他社（パートナー企業）製品の提供

当社は、デジタルマーケティングのツール、ＤＭＰ（データ・マネジメント・プラットフォーム）（注１）製品、ＭＡ（マーケティング・オートメーション）（注２）製品、ソーシャル分析関連のツールなどを取り扱っており、当社のソリューションやサービスに組み込む形でクライアントに提供しております。今後ともそれら他社製品との接続性を高め（アダプター）、当社製品と他社製品との強みを融合（ラッピング）してのサービス提供により、販売機会の拡大を図ってまいります。

（注１）マーケティング活動を行うための様々なデータを管理するプラットフォームを指します。
（注２）メールやソーシャルメディア、Webなどを活用して、企業のマーケティング活動を自動化し、効果や効率をよくすることを指します。

④スマートフォンチャネル活用サービスの拡充

スマートフォン利用者の拡大により、企業と顧客の接点の非対面化は更に急速に加速しております。また、スマートフォン利用者となった顧客は、24時間365日、好きなタイミングで必要なコンテンツやサービスを求めることが一般的になっております。当社は顧客接点の最適化支援企業として、オムニチャネルを通じた顧客戦略の立案からＣＲＭ活動の実行までをサービスとして実施しておりますが、オムニチャネル化における顧客対応の最適化の中でも、特にスマートフォンチャネルの利活用によるサービス向上に注視し、拡充を図っていくことが重要であると考えております。

⑤ビッグデータ・アナリティクス、デジタルマーケティングとＣＲＭの融合

顧客接点の最適化によるマーケティング戦略の実行においては、その戦略の裏付けとなる顧客の行動、反応などの詳細データを蓄積し分析する必要があります（ビッグデータ・アナリティクス）。当社はデジタルマーケティング時代のオムニチャネルを使ったＣＲＭ活動を総合的に支援できるスキルの蓄積に努めておりますが、この領域は今後益々注力される領域であり、当社のサービスも単なる顧客応対からデジタルマーケティングとＣＲＭを融合したサービス領域への転換を益々推し進めていくことが重要であると考えています。

⑥フロービジネスとストックビジネスの組み合わせによる安定的かつ成長力を持った収益モデルの推進

当社の収益は、期間を区切ってサービスの提供を行うフロービジネス、及び長期間にわたって継続的なサービス提供を行うストックビジネスの組み合わせで成り立っております。フロービジネスは、後続のストックビジネスの獲得にも寄与しております。また、ストックビジネスは継続型であるため、当社の収益基盤の安定性に寄与しております。当社は今後ともフロービジネスとストックビジネスのシナジー効果により収益を拡大していくことが重要であると考えています。

⑦サービスの高収益化の推進

ＣＲＭコストの増大という悩みを抱えている企業は少なくありません。当社はそれらのコストをどのように削減し適正化していくかについて、多くのコンサルティング経験や効率的なプロセス運営の実績を有しております。当社は現在これらのノウハウを生かし、ＣＲＭプロセスの実施と問合せの削減などをＭＩＸしたＣＲＭ改善のサービスを構築し、展開しております。今後当社はそれらを成功報酬（コスト削減分の成果報酬）型のサービスとして提供する事業を拡大し、更なる高収益化を図ってまいります。

⑧付加価値の高いストックビジネスの拡大

当社は、現在マーケティング計画立案のような単発契約型のコンサルティングサービス（フロービジネス）を進化させ、継続的にマーケティング活動状況をモニタリングし、仮説検証や改善活動をサービスとして提供する継続型コンサルティングサービス（ストックビジネス）を企画提供し、付加価値の高いストックビジネスの拡大を図っております。

また、自社パッケージ及び代理店製品の提供を通じて、保守料だけでない継続的提供型ＩＴサービス（ストックビジネス）につながるソリューションを提供しております。これらの中にはクラウドサービスなども含まれております。

デジタルマーケティングと連動したＣＲＭプロセスやスマートフォンチャネル等を活用したＣＲＭプロセスの構築においては、実験と検証を繰り返し、最適なプロセスを構築しなければなりません。この実験と検証を繰り返すセンターをマザーセンターと呼び、そのマザーセンターの構築と運用提案を推進しております。

当社は、これら付加価値の高いストックビジネスを益々拡大し、安定的な事業基盤に基づく収益性の高い成長を図っております。

⑨優秀な人材の確保・育成・定着

当社は、中期的に積極的な事業規模及び事業領域の拡大を図っていることから、優秀な人材を確保・育成・定着させることを、事業展開における主要な課題の一つと認識しております。

そのため、定期採用（新卒採用）・期中採用（中途採用）の適切なバランスを念頭に置きながら、積極的な人材確保に努めております。また、当社では、優秀な人材を育成・定着させるため、個人の成長を重視した人事評価制度を導入し、当該人事評価に加えて個人の自主性等も考慮して、積極的な人

材登用を実施しております。さらに、近年強化している定期採用（新卒採用）において、採用社員の早期戦力化を図るため、定期（新卒）採用社員向けの社内教育研修にも注力しております。

⑩情報管理体制の強化

当社は、業務上、クライアント環境にて個人情報等の重要な機密情報に接することがあり、情報管理を事業展開における主要な課題の一つと認識しております。

当社では、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定のプライバシーマークを取得し、更新を継続しておりますが、今後は、さらに情報管理を徹底するとともに、役職員に対して研修を実施するなど、その重要性を周知してまいります。

⑪内部管理体制の強化

当社は、今後の更なる事業拡大を目指す上で、成長に沿った適切な内部管理体制の実現を、事業展開における主要な課題の一つと認識しております。

そのため、中期的な事業規模及び事業領域の拡大にあわせて、管理部門の適切な人員を確保するとともに、有効な内部統制の構築及びコーポレート・ガバナンスの強化を推進し、経営の健全性及び透明性の実現に尽力してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

事　業　区　分	事　業　内　容
IT&コンサルティング事業	コンサルティングサービス、ＣＲＭ製品提供、 ＣＲＭ　ＩＴサービス
アウトソーシング事業	ＣＲＭ プロセスサービス

(6) 主要な営業所（平成29年３月31日現在）

①　当社

本　　社	東京都港区
茅場町センター	東京都中央区

②　子会社

バーチャレクス九州株式会社	本社（佐賀県佐賀市）
株式会社タイムインターメディア	本社（東京都新宿区）

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
IT&コンサルティング事業	142 (7) 名	77名増 (5名増)
アウトソーシング事業	107 (577)	5名増 (48名増)
全社（共通）	20 (4)	1名増 (1名増)
合計	270 (588)	83名増 (54名増)

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．新規連結子会社の増加によりIT&コンサルティング事業で77(1)名増加しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
170 (395) 名	3名増 (73名増)	37.6歳	7.6年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社東京三菱ＵＦＪ銀行	350,000千円
株式会社三井住友銀行	95,966

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成28年６月23日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　　10,980,000株

② 発行済株式の総数　　2,937,953株

（注）平成28年６月22日を払込期日とする公募増資及び平成29年２月１日を払込期日とする第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は192,953株増加しております。

③ 株主数　　2,083名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
シンプレクス株式会社	438千株	14.93%
丸山栄樹	382	13.01
株式会社ＳＢＩ証券	174	5.93
ＳＢＳホールディングス株式会社	140	4.77
バーチャレクス従業員持株会	119	4.07
黒田勝	90	3.06
丸山勇人	72	2.45
日本証券金融株式会社	51	1.76
松井証券株式会社	45	1.53
佐藤孝幸	42	1.44

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		平成24年６月11日	平成27年６月16日
新株予約権の数		340個	127個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 34,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式 12,700株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 52,000円 （１株当たり 520円）	新株予約権１個当たり 90,000円 （１株当たり 900円）
権利行使期間		平成27年６月11日から 平成34年６月10日まで	平成29年12月17日から 平成37年11月17日まで
行使の条件		（注）	（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 325個 目的となる株式数 32,500株 保有者数 3名	新株予約権の数 127個 目的となる株式数 12,700株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 5個 目的となる株式数 500株 保有者数 1名	―
	監査役	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 2名	―

（注）行使の条件は以下のとおりです。

１．新株予約権の割当を受けた対象者（以下「新株予約権者」という。）は、当社普通株式が証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができる。

２．新株予約権者が「新株予約権割当契約」締結当時において当社の取締役、監査役、及び従業員、ならびに当社100％子会社の取締役、監査役、及び従業員の場合は、権利行使において、当社の取締役、監査役、及び従業員、ならびに当社100％子会社の取締役、監査役、及び従業員の地位を保有している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

３．その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	丸　山　栄　樹	バーチャレクス九州（株） 代表取締役 （株）タイムインターメディア 取締役
代　表　取　締　役	丸　山　勇　人	バーチャレクス九州（株）取締役 （株）タイムインターメディア 取締役
取　　締　　役	黒　田　　勝	経営管理本部長 （株）タイムインターメディア 監査役
取　　締　　役	漆　山　伸　一	漆山パートナーズ会計事務所代表 （株）タイムインターメディア 非業務執行取締役
取　　締　　役	坂　　宗　篤	ＭＢ＆ＰＡＲＴＮＥＲＳ（株） 代表取締役
常　勤　監　査　役	黒　川　邦　秋	バーチャレクス九州（株）監査役
監　　査　　役	鈴　木　邦　男	（株）豆蔵ホールディングス 取締役、 （株）ファソテック・ホールディングス　監査役
監　　査　　役	小　林　知　巳	（株）小林マネジメント研究所 代表取締役

（注）１．取締役漆山伸一氏及び取締役坂宗篤氏は、社外取締役であります。
２．監査役黒川邦秋氏、監査役鈴木邦男氏及び監査役小林知巳氏は、社外監査役であります。
３．取締役漆山伸一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
① 平成28年６月29日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって、取締役田中健一氏は辞任により退任いたしました。
② 平成28年６月29日開催の第18回定時株主総会において、新たに黒田勝氏が取締役に選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、５百万円又は会社法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (2)	96,150千円 (7,200)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	10,800 (10,800)
合計 （うち社外役員）	9 (5)	106,950 (18,000)

（注）１．上記には、平成28年６月29日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬限度額は、平成27年６月16日開催の第17回定時株主総会において、年額230百万円以内（うち社外取締役は30百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

４．監査役の報酬限度額は、平成11年６月15日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

ロ．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役漆山伸一氏は、漆山パートナーズ会計事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役漆山伸一氏は、株式会社タイムインターメディアの非業務執行取締役であります。兼職先は、当社の子会社であります。

・取締役坂宗篤氏は、ＭＢ＆ＰＡＲＴＮＥＲＳ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役黒川邦秋氏は、バーチャレクス九州株式会社の監査役であります。兼職先は、当社の子会社であります。

・監査役鈴木邦男氏は、株式会社豆蔵ホールディングスの取締役、株式会社ファソテック・ホールディングスの監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役小林知巳氏は、株式会社小林マネジメント研究所の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役　漆　山　伸　一	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。主に財務・会計等に関し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、当社の監査役を長く務めております。その経験と見識を活かし、出席した取締役会において、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役　坂　　宗　篤	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。アクセンチュア株式会社での業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しております。その経験と見識を活かし、出席した取締役会において、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役　黒　川　邦　秋	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、長年証券業界での業務経験を培われた資本市場及び株式市場に関する豊富な経験と見識を有しており、その専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　鈴　木　邦　男	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。日本アイ・ビー・エム株式会社で理事を務められ、ＩＴ・情報分野、業界について豊富な経験と経営についての見識を有しており、当社の経営環境及び事業方針を十分に理解したうえで適宜発言を行っております。
監査役　小　林　知　巳	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営環境及び事業方針を十分に理解したうえで適宜発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が４回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、コンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定しております。その決定内容の概要は、以下のとおりであります。

ａ）当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ　取締役会による監督

・当社は取締役会設置会社であり、取締役会は、取締役の職務の執行を監督します。

・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、定期又は臨時に開催し、適切な運営を行うことといたします。

ｂ　監査役による監査

・当社は監査役設置会社であり、監査役は、当社及び子会社の取締役の職務の執行を監査します。

・監査役は、当社及び子会社の取締役会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べることといたします。

・監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を当社の取締役会に報告することといたします。この場合において、必要があると認めるときは、当社の取締役会の招集を請求することといたします。

ｂ）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ａ　当社の取締役の職務の執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理します。

ｂ　当社の取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものといたします。

ｃ）当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ　業務・管理に係る各組織は、それぞれの組織に発生する可能性のあるリスクの把握に努めます。

ｂ　当社は独立した組織が内部監査を担当しており、当該組織は、業務・管理に係る各組織におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を社長に報告します。

ｃ　リスクが具体化した場合には、経営会議を中心とし、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

ｄ）当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は会社経営の意思決定を迅速化する目的で、執行役員制度を導入しており、業務執行取締役及び執行役員で構成される経営会議を、原則として月１回以上開催するものとしております。当該制度によって取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保しております。また、子会社は、定時取締役会を原則として３か月に１回、臨時取締役会を必要に応じて随時これを開催するものとしております。

ｅ）当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ　当社及び子会社の使用人に対し、法令、定款並びに社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを周知徹底します。

ｂ　当社の取締役は、実効性ある内部統制の整備・運用と法令遵守の体制の確立に努めます。

ｃ　当社の監査役は、内部統制の有効性について監査し、必要があると認めたときは当社及び子会社の取締役に対し改善を助言又は勧告します。

ｄ　内部監査を担当する組織は、当社及び子会社の内部統制の有効性について監査し、必要があると認めたときは適切な者に対し改善を助言又は勧告し、その旨を社長に報告します。

ｆ）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ａ　当社の子会社における業務の適正を確保するため、子会社の状況に応じた適切な管理、指導等を行います。

ｂ　当社の内部監査を担当する組織は、子会社の監査を行います。

g）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会が監査役を補助すべき使用人が必要と判断した場合は、必要な人員を配置するものとします。その場合の使用人に対する指揮・命令は監査役が行い、異動、人事評価並びに懲戒等については、監査役会の同意を得るものとしております。

h）当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a　当社及び子会社の取締役及び使用人は、内部統制に関して重要事項が生じた場合はその都度当社の監査役に報告するものとし、当社の監査役は必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。

b　当社及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに当社の監査役会に報告します。

c　当社は、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する旨を社内規程に明記し、当社及び子会社においてその体制を整備しております。

i）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務を執行するうえで、当社に対して費用の前払い等を請求したときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用の前払又は償還並びに債務の処理を行うものとしております。

j）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a　当社は、監査役会を設置し、その半数以上は社外監査役とします。

b　当社の監査役は、必要と認められるときは、各種会議へ出席し、議事録を閲覧することができるものとしております。

c　当社の監査役は、当社及び子会社の内部監査を担当する組織及び外部監査人と情報・意見を交換し、相互に連携して監査を実施します。

k）反社会的勢力排除に向けた体制

a　社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。

b　反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、直ちに警察等関連機関とも連携して対応します。

l）財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告にかかる内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役会

当社の取締役会は、取締役５名（うち社外取締役２名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督する権限を有しております。取締役会は、毎月１回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役会には、監査役が出席しております。

②監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役１名と非常勤監査役２名の計３名（全て社外監査役）で構成され、コーポレート・ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

当社の常勤監査役は、株主総会や取締役会、経営会議への出席、及び取締役・執行役員・従業員・会計監査業務を執行する監査法人からの報告収受などのモニタリングを実施し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。

③会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

④経営会議及び執行役員

当社は、経営の意思決定を迅速化する目的で、執行役員制度を導入しており、常勤取締役及び執行役員で構成される経営会議を、原則として月１回以上開催しております。経営会議は、常勤取締役３名及び執行役員２名で構成されておりますが、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるという観点から非常勤取締役及び監査役の出席を可能としております。

⑤内部監査

当社は、社長直轄の組織として内部監査室（内部監査人１名）を当社に設置しており、毎事業年度策定される内部監査計画に基づき、内部監査を実施しております。内部監査は、当社の全部門及び子会社を対象として実施しており、監査結果は、実施の都度、代表取締役社長へ報告しております。

４．会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」及び「買収防衛策」については、特に定めておりません。

なお、株式の大量買付行為等のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては、関係法令等に従い弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	1,988,134	流動負債	1,370,581
現金及び預金	1,069,854	買掛金	235,214
売掛金	671,779	短期借入金	249,721
開発事業未収入金	37,468	1年以内返済予定の長期借入金	252,830
仕掛品	76,033	リース債務	5,224
前払費用	52,038	未払金	282,756
繰延税金資産	79,560	未払費用	35,290
その他	2,403	未払法人税等	27,826
貸倒引当金	△1,003	未払消費税等	62,079
固定資産	810,006	未払事業所税等	5,739
有形固定資産	100,525	前受金	75,548
建物	124,293	預り金	18,721
車両運搬具	16,737	賞与引当金	119,630
工具器具及び備品	114,416	固定負債	452,311
リース資産	55,421	長期借入金	440,551
建設仮勘定	29,993	資産除去債務	11,760
減価償却累計額	△240,337		
無形固定資産	515,502		
電話加入権	3,820		
ソフトウエア	193,519	負債合計	1,822,893
ソフトウエア仮勘定	34,626	（純資産の部）	
のれん	283,536	株主資本	974,998
投資その他の資産	193,978	資本金	597,029
投資有価証券	6,728	資本剰余金	535,699
敷金及び保証金	100,028	利益剰余金	△157,730
長期貸付金	312	その他の包括利益累計額	249
保険積立金	18,994	その他有価証券評価差額金	249
繰延税金資産	54,524		
その他	13,391	純資産合計	975,248
資産合計	2,798,141	負債純資産合計	2,798,141

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,448,183**
売上原価		**3,403,746**
売上総利益		**1,044,436**
販売費及び一般管理費		**817,772**
営業利益		**226,664**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	42	
助成金収入	1,948	
その他	573	2,564
営業外費用		
支払利息	3,118	
支払手数料	1,327	
株式交付費	1,310	
その他	181	5,937
経常利益		**223,291**
特別損失		
減損損失	8,744	8,744
税金等調整前当期純利益		**214,639**
法人税、住民税及び事業税	37,943	
法人税等調整額	54,975	92,918
当期純利益		**121,720**
非支配株主に帰属する当期純利益		**－**
親会社株主に帰属する当期純利益		**121,720**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当連結会計年度期首残高	493,783	454,776	△279,451	669,107	628	669,736
当連結会計年度変動額						
新株の発行	103,246	80,923		184,169		184,169
親会社株主に帰属する当期純利益			121,720	121,720		121,720
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					△379	△379
当連結会計年度変動額合計	103,246	80,923	121,720	305,890	△379	305,511
当連結会計年度末残高	597,029	535,699	△157,730	974,998	249	975,248

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　２社

・主要な連結子会社の名称　バーチャレクス九州株式会社
株式会社タイムインターメディア

② 連結の範囲の変更

当連結会計年度から株式の取得により株式会社タイムインターメディアを連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　８年～18年

工具、器具及び備品　４年～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（３～７年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④　受注制作のソフトウェアにかかる収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準（検収基準）を適用しております。

⑤　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

⑥　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間を合理的に見積り、10年間の均等償却を行っております。

ロ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

３．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	400,000千円
借入未実行残高	80,000千円
計	320,000千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,937,953株

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画・経営計画などに照らして、必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

一時的な余剰資金は、流動性と安全性の高い金融資産で運用し、投資にあたっては、対象金融資産の流動性、信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク（取引相手先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式は市場の価格変動リスクに晒されております。また非上場株式は、発行体の財務状況等に基づく実質的な株式価値の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日となっており、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

短期借入金、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であり、流動性リスク（支払期日に支払いを実

行できなくなるリスク）に晒されております。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

１．信用リスク（取引相手先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引先相手を高格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況の見直しを検討しております。デリバティブ取引については内部管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしています。

３．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、手元流動性の維持に努めることにより、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,069,854千円	1,069,854千円	－千円
(2) 売掛金	671,779	671,779	－
(3) 投資有価証券	2,728	2,728	－
資産計	1,744,361	1,744,361	－
(1) 買掛金及び未払金	517,970	517,970	－
(2) 短期借入金	249,721	249,721	－
(3) リース債務	5,224	5,224	－
(4) 長期借入金	693,381	693,381	－
負債計	1,466,297	1,466,297	－

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております

負　債

(1) 買掛金及び未払金、(2) 短期借入金

これらは、短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務（流動負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によって見積もった結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金については１年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式　　4,000千円

敷金及び保証金　　100,028千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額	331円95銭
(2) １株当たりの当期純利益	42円71銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**899,285**	**流動負債**	**667,555**
現金及び預金	309,001	買掛金	78,782
売掛金	455,976	短期借入金	80,000
開発事業未収入金	37,468	1年以内返済予定の長期借入金	63,336
仕掛品	8,702	リース債務	5,224
前払費用	31,958	未払金	243,534
繰延税金資産	54,633	未払費用	25,972
その他	1,543	未払法人税等	17,252
固定資産	**939,459**	未払消費税等	32,398
有形固定資産	**80,951**	未払事業所税等	5,475
建物	76,271	前受金	16,240
車両運搬具	16,737	預り金	10,290
工具、器具及び備品	77,231	賞与引当金	89,048
リース資産	55,421	**固定負債**	**273,326**
建設仮勘定	29,993	長期借入金	273,326
減価償却累計額	△174,703	**負債合計**	**940,881**
無形固定資産	**230,779**	（純資産の部）	
電話加入権	2,210	**株主資本**	**897,613**
ソフトウエア	193,183	**資本金**	**597,029**
ソフトウエア仮勘定	35,386	**資本剰余金**	**535,699**
投資その他の資産	**627,727**	資本準備金	535,699
投資有価証券	2,728	**利益剰余金**	**△235,115**
長期前払費用	11,615	その他利益剰余金	△235,115
関係会社株式	491,873	**評価・換算差額等**	**249**
敷金及び保証金	65,983	**その他有価証券評価差額金**	**249**
保険積立金	18,994	**純資産合計**	**897,863**
繰延税金資産	36,498		
その他	34		
資産合計	**1,838,745**	**負債純資産合計**	**1,838,745**

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		**3,526,841**
売上原価		**2,690,783**
売上総利益		**836,058**
販売費及び一般管理費		**732,918**
営業利益		**103,139**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	14	
その他	494	508
営業外費用		
支払利息	1,801	
支払手数料	1,204	
株式交付費	1,310	
その他	181	4,496
経常利益		**99,151**
特別損失		
減損損失	8,744	8,744
税引前当期純利益		**90,407**
法人税、住民税及び事業税	20,241	
法人税等調整額	26,428	46,670
当期純利益		**43,736**

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	493,783	454,776	454,776	△278,852	△278,852	669,707	628	628	670,336
当期変動額									
新株の発行	103,246	80,923	80,923			184,169			184,169
当期純利益				43,736	43,736	43,736			43,736
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							△379	△379	△379
当期変動額合計	103,246	80,923	80,923	43,736	43,736	88,888	△379	△379	227,527
当期末残高	597,029	535,699	535,699	△235,115	△235,115	713,444	249	249	897,863

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

③ たな卸資産

・仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　８年～18年

機械及び装置　４年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（３～７年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 受注制作のソフトウェアにかかる収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準（検収基準）を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法　繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

３．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	20,918千円
② 短期金銭債務	3,782千円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	85,579千円
仕入高	61,621千円

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	3,510千円
未払費用	4,308千円
賞与引当金	27,477千円
繰越欠損金	17,184千円
その他	2,152千円
合計	54,633千円
繰延税金資産（固定）	
減損損失	2,698千円
資産除去債務	10,280千円
繰越欠損金	33,910千円
小計	46,889千円
評価性引当額	△10,280千円
合計	36,608千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	110千円
合計	110千円
繰延税金資産の純額	91,132千円

８．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、設備等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額	305円61銭
(2) １株当たりの当期純利益	15円35銭

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社タイムインターメディア	所有直接100%	役員の兼任	債務被保証(注)	295,000	—	—

（注）債務被保証については、銀行からの借入金に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月17日

バーチャレクス・コンサルティング株式会社

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柏　木　忠　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　竹　原　玄　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、バーチャレクス・コンサルティング株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バーチャレクス・コンサルティング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月17日

バーチャレクス・コンサルティング株式会社

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柏　木　忠　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　竹　原　玄　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、バーチャレクス・コンサルティング株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月18日

バーチャレクス・コンサルティング株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　黒川　邦秋　㊞

社外監査役　鈴木　邦男　㊞

社外監査役　小林　知巳　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件

今後の機動的な資本政策に備えるとともに、財務戦略上の弾力性を確保するため、繰越利益剰余金の欠損を補填するとともに、資本準備金の額の減少および剰余金の処分をお願いするものであります。

１．資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金535,699,128円のうち235,115,194円減少し、その減少額全額をの他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を300,583,934円といたします。

２．剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金235,115,194円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損を填補いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目および額

その他資本剰余金　　235,115,194円

(2) 増加する剰余金の項目および額

繰越利益剰余金　　235,115,194円

３．資本準備金の額の減少および剰余金の処分が効力を生ずる日

平成29年６月28日

第２号議案　新設分割計画承認の件

１．新設分割を行う理由

当社は、顧客と企業の接点の最適化領域でNo.１企業となるという企業理念のもと事業を進めてきましたが、今後も既存事業及びＡＩやチャットボットなどの新規成長分野に積極的に取り組み、事業規模の拡大及び経営基盤の強化による更なる事業の成長に取り組んでおります。

これらを実現するためには、グループとしての企業競争力を強化していくことが必須であり、グループ各社の権限、責任を明確化し各社の成長を加速させ、グループ経営管理及び業務執行の分離によるコーポレート・ガバナンスの向上を図り、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、持株会社体制へ移行することを決定したものであります。

つきましては、新設分割計画の承認をお願いするものであります。

２．新設分割計画の内容の概要

新設分割計画書（写）

当社（平成29年10月２日付で「バーチャレクス・ホールディングス株式会社」に商号変更予定。以下、「甲」という。）は、新たに設立するバーチャレクス・コンサルティング株式会社（以下、「乙」という。）に、甲の子会社管理事業以外のすべての事業（以下、「本件事業」という。）に係る資産、債務、雇用契約その他権利義務を承継させるため、新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うこととし、次のとおり分割計画書（以下、「本計画書」という。）を作成する。

第１条（乙の定款）

本件分割により設立すべき乙の目的、商号、本店所在地及び発行可能株式総数その他定款に定める事項は、別紙１「バーチャレクス・コンサルティング株式会社定款」に記載のとおりとする。

なお、乙の本店の所在地は、東京都港区虎ノ門四丁目3番13号とする。

第２条（本件分割に際して発行する株式及び割当）

乙は、本件分割に際して普通株式2,000株を発行し、そのすべてを甲に割り当てる。

第３条（乙の資本金及び準備金等の額）

乙の資本金及び準備金等の額は下記のとおりとする。ただし、乙の成立日（第６条に定義する。）における甲の資産及び負債の状況等により、これを変更する

ことができる。
①資本金　　金20百万円
②資本準備金　　金0円
③利益準備金　　金0円
④その他資本剰余金　　株主資本等変動額から①及び②の合計額を減じて得た額
第４条（乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）
　乙の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。
①設立時取締役
　丸山　勇人、丸山　栄樹、黒田　勝
②設立時監査役
　古川　秀夫
第５条（承継する権利義務等）
　本件分割により乙が甲より承継する資産、債務、雇用契約その他権利義務に関する事項は、別紙２「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
２　甲から乙に対する債務の承継はすべて重畳的債務引受の方法による。
第６条（乙の成立日）
　会社法第924条に定める乙の設立の登記をなすべき日（以下、「乙の成立日」とする。）は、平成29年10月２日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により、甲の取締役会の承認を得て、これを変更することができる。
第７条　（競業避止義務の免除）
　甲は本件分割の効力発生後においても、本件事業に関して会社法第21条第１項に定める競業避止義務を負わないものとする。
第８条（分割条件の変更等）
　本計画書作成後乙の成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲は必要に応じて本計画書の内容を変更又は本件分割を中止することができる。
第９条（その他）
　本計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本計画書の趣旨に従って甲が決定するものとする。

平成29年５月18日

東京都港区虎ノ門四丁目３番13号
バーチャレクス・コンサルティング株式会社
代表取締役社長　　丸山　栄樹　㊞

（別紙１）

バーチャレクス・コンサルティング株式会社　定款

第　１　章　　総　　則

（商　号）

第　１　条　当会社は、バーチャレクス・コンサルティング株式会社と称し、英文では Virtualex Consulting, Inc. と表示する。

（目　的）

第　２　条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．一般企業・個人経営の事務所における下記業務の請負

(1) 文書の作成、管理、発送、受付等文書事務に関する各種作業

(2) 財務書類の調製及び財務に関する調査・立案並びに会計事務

(3) 給与計算業務

(4) 求人・採用活動に関する広告宣伝及び資料作成業務

(5) 販売促進活動に関する情報・資料の収集、企画立案、顧客管理、電話応対業務

(6) 市場調査、広告宣伝に関する業務

(7) 情報処理システムの企画、設計並びに管理運営業務

(8) 商品の仕入、配送、在庫管理業務

２．労働者派遣事業

３．テレビコマーシャル、カタログ、ダイレクトメール等による通信販売

４．経営コンサルタント業務

５．労務コンサルタント業務

６．各種情報処理システムの企画・設計・開発・導入・保守・運用業務の受託･請負及びこれらに関するコンサルティング

７．各種情報の収集、処理、提供及びコンピュータソフトウェアの研究・開発及び販売

８．通信システムによる情報の収集処理に関する教育、コンサルティング

９．コンピュータハードウェア及び周辺機器の販売業務

10. 不動産の売買、斡旋、賃貸及び管理

11. 生命保険及び損害保険の募集に関する業務

12. 有料職業紹介業

13. インターネット及び電話回線を利用した各種情報提供サービス

14. 証券仲介業

15. 酒類販売、酒類販売媒介

16. 化粧品の開発、製造、販売

17. 前記各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）
第　３　条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告方法）
第　４　条　当会社の公告は、電子公告により行う。
２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第　２　章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第　５　条　当会社の発行可能株式総数は、１０，０００株とする。

（株式の譲渡制限）
第　６　条　当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する売渡しの請求）
第　７　条　当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載または記録の請求）
第　８　条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録を請求するには、株式取得者はその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求することができる。

（質権の登録および信託財産の表示）
第　９　条　当会社の株式につき、質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名または記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

（手数料）
第　10　条　前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株式取扱規則）

第　11　条　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第　12　条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第　３　章　　株　主　総　会

（招集）

第　13　条　定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第　14　条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。

２　株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第　15　条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）
第　16　条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第309条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第　17　条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第　18　条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第　4　章　　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）
第　19　条　当会社は取締役会を置く。

（取締役の員数）
第　20　条　当会社の取締役は、７名以内とする。

（取締役の選任方法）
第　21　条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）
第　22　条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第　23　条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（代表取締役及び役付取締役）

第　24　条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

２　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３　取締役会の決議により、取締役社長１名を選定し、必要により取締役会長、取締役副社長各１名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集通知）

第　25　条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議方法）

第　26　条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第　27　条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第　28　条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印または電子署名する。

（取締役会規則）

第　29　条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第　30　条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第　31　条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第　５　章　　監　査　役

（監査役の設置）
第　32　条　当会社は監査役を置く。

（監査役の員数）
第　33　条　当会社の監査役は、３名以内とする。

（監査役の選任方法）
第　34　条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第　35　条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
３　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
４　前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

（監査役の報酬等）
第　36　条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第　37　条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第　6　章　　計　　算

（事業年度）
第　38　条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（期末配当金）
第　39　条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。

（中間配当）
第　40　条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

（期末配当金等の除斥期間）
第　41　条　期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２　未払の期末配当金及び中間配当金には、利息を付けない。

以上

（別紙２）

承継権利義務明細表

本件分割により、乙が甲から承継する権利義務の明細は、乙の成立日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。なお、これらの権利義務のうち、資産及び負債については、平成29年３月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに乙の成立日の前日までの変動を考慮した上で確定する。

１．承継する資産

(1) 本件事業に係る流動資産一切、ただし以下を除く

① 現金及び預金

② 未収金

③ 関係会社関連債権

④ その他法令上承継不能なもの

(2) 本件事業に係る固定資産一切、ただし以下を除く

① 投資有価証券

② 株式会社タイムインターメディア株式

③ その他法令上承継不能なもの

２．承継する債務

(1) 本件事業に係る流動負債一切、ただし以下を除く

① 金融機関等と締結している借入金

② その他法令上承継不能なもの

(2) 本件事業に係る固定負債一切、ただし以下を除く

① 金融機関等と締結している借入金

② その他法令上承継不能なもの

３．承継する契約その他の権利義務

(1) 本件事業に主として従事する甲の従業員との雇用契約上の地位及びこれに付随する一切の権利義務（但し、乙の成立日現在、甲に引き続き在籍しているものに限る。）

(2) 乙の成立日において、本件事業に関して甲が締結している一切の契約上の地位及びこれに基づき発生した一切の権利義務

(3) 乙の成立日において、本件事業に属する甲の特許、実用新案、意匠、商標、著作等に関する一切の知的財産権
(4) 乙の成立日において、本件事業に属する免許、許可、認可、承認、届出、登録等で法令上承継可能なもの

３．会社法施行規則第205条に定める内容の概要
(1) 対価の相当性に関する事項
①対価の総数に関する事項
新設分割設立会社であるバーチャレクス・コンサルティング株式会社（以下、「新設会社」という。）は、本件分割に際して2,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。
当社は、本件分割に際して新設会社の全株式を取得することから、当社の純資産の額には変動がなく、新設会社が交付する株式数は当社が任意に定めることができると認められるところ、本件分割の目的に鑑み、当社の完全子会社となる新設会社株式の適正かつ効率的な管理を行う上で上記の株式数とすることが相当と判断し決定いたしました。

②新設会社の資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

（資本金）	金20百万円
（資本準備金）	金０円
（利益準備金）	金０円
（その他資本剰余金）	株主資本等変動額から資本金及び資本準備金の合計額を減じて得た額

当社は、新設会社の資本金及び準備金等の額の決定にあたって、機動的かつ柔軟な資本政策を実現可能とするとともに、事業の規模に相当する株主資本を内部留保するため、上記のとおり新設会社の資本金及び準備金等の額を決定いたしました。
当社は、上記①及び②のいずれも相当であると判断いたしております。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項
該当事項はありません。

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、第２号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、平成29年10月２日（予定）をもって、当社が営む全ての事業を新設分割の方法により100％子会社に承継させ、持株会社となります。これに伴い、商号変更及び事業目的の変更を行うものであります。

併せて、本議案の効力は、第２号議案が承認可決されることを条件とし、平成29年10月２日をもって効力が生じる旨の附則を新設するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第　１　章　総　則	第　１　章　総　則
（商　号）	（商　号）
第１条　当会社は、バーチャレクス・コンサルティング株式会社と称し、英文では Virtualex Consulting, Inc と表示する。	第１条　当会社は、バーチャレクス・ホールディングス株式会社と称し、英文では Virtualex Holdings, Inc. と表示する。
（目　的）	（目　的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を行う会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。
１．～17.　（記載省略）	１．～17.　（現行どおり）
第３条～第49条　（条文省略）	第３条～第49条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	（附則）
（新　　設）	第１条　定款第１条及び第２条の変更は、平成29年10月２日をもって効力が生じるものとする。
（新　　設）	第２条　本附則第１条の規定は、平成29年10月２日をもってこれを削除する。

第４号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため１名を増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	丸山栄樹（まるやまえいき） （昭和40年１月４日）	昭和62年４月　アーサーアンダーセン・アンド・カンパニー（現：アクセンチュア株式会社）入社 平成５年11月　丸山経営研究所設立　代表 平成８年５月　株式会社ゼスト設立　代表取締役社長 平成11年６月　株式会社バーチャレクス（現：当社）設立　代表取締役社長（現任） 平成12年３月　株式会社ビッツテージ取締役 平成20年12月　バーチャレクス九州株式会社代表取締役社長（現任） 平成29年１月　株式会社タイムインターメディア取締役（現任）	382,400株
2	丸山勇人（まるやまはやと） （昭和37年４月５日）	昭和61年４月　等松・トウシュロスコンサルティング株式会社（現：アビームコンサルティング株式会社）入社 平成５年４月　トーマツ・コンサルティング株式会社（現：デロイト　トーマツコンサルティング合同会社）転籍 平成８年５月　株式会社ゼスト取締役 平成８年６月　トーマツ・コンサルティング株式会社（現：デロイト　トーマツコンサルティング合同会社）取締役 平成12年３月　株式会社ビッツテージ代表取締役社長 平成12年５月　当社取締役 平成20年７月　当社代表取締役（現任） 平成20年12月　バーチャレクス九州株式会社取締役（現任） 平成29年１月　株式会社タイムインターメディア取締役（現任）	72,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	黒田 勝（くろだ まさる） （昭和37年12月２日）	昭和63年４月　アーサーアンダーセン・アンド・カンパニー（現：アクセンチュア株式会社）入社 平成７年９月　Ｄ２ＣＣ　Ｐｒｏｊｅｃｔ設立代表 平成８年５月　株式会社ゼスト取締役 平成11年６月　株式会社バーチャレクス（現：当社）取締役 平成12年３月　株式会社ビッツテージ取締役 平成24年６月　当社執行役員経営管理本部長 平成28年６月　当社取締役経営管理本部長（現任） 平成29年１月　株式会社タイムインターメディア監査役（現任）	90,000株
4	漆山伸一（うるしやま しんいち） （昭和40年５月23日）	平成元年４月　サンワ・等松青木監査法人（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 平成８年３月　漆山公認会計士事務所（現：漆山パートナーズ会計事務所）設立代表（現任） 平成13年１月　株式会社タイムインターメディア監査役 平成16年５月　当社監査役 平成25年１月　株式会社トランストラクチャ監査役（現任） 平成27年７月　当社社外取締役（現任） 平成29年１月　株式会社タイムインターメディア非業務執行取締役（現任）	22,680株
5	坂宗篤（ばんむねあつ） （昭和38年12月12日）	昭和62年４月　アーサーアンダーセン・アンド・カンパニー（現：アクセンチュア株式会社）入社 平成21年７月　ＭＢ＆ＰＡＲＴＮＥＲＳ株式会社設立　代表取締役（現任） 平成27年７月　当社社外取締役（現任）	11,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	※ 佐藤孝幸 （昭和26年１月17日）	昭和44年４月　株式会社東芝　入社 昭和47年４月　東芝総合研究所　異動 昭和53年３月　株式会社東芝アドバンスシステム（現：東芝ITソリューション株式会社）　異動 平成10年10月　株式会社タイムインターメディア代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社タイムインターメディア代表取締役	42,370株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．漆山伸一氏及び坂宗篤氏は、社外取締役候補者であります。
４．(1) 漆山伸一氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、当社の監査役を長く務めているためです（監査役在任期間11年）。その経験と見識を活かし、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益なご助言をいただけるものと判断しております。なお同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。また同氏は、当社の子会社である株式会社タイムインターメディアの非業務執行取締役であります。
(2) 坂宗篤氏を社外取締役候補者とした理由は、アクセンチュア株式会社での業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しているためです。その経験と見識を活かし、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益なご助言をいただけるものと判断しております。なお同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
５．当社は、漆山伸一氏及び坂宗篤氏との間で、現行定款第31条に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く）が任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。各候補者の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

以　上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都港区西新橋一丁目15番１号　大手町建物田村町ビル
TKP新橋カンファレンスセンター　３階　ホール３Ａ

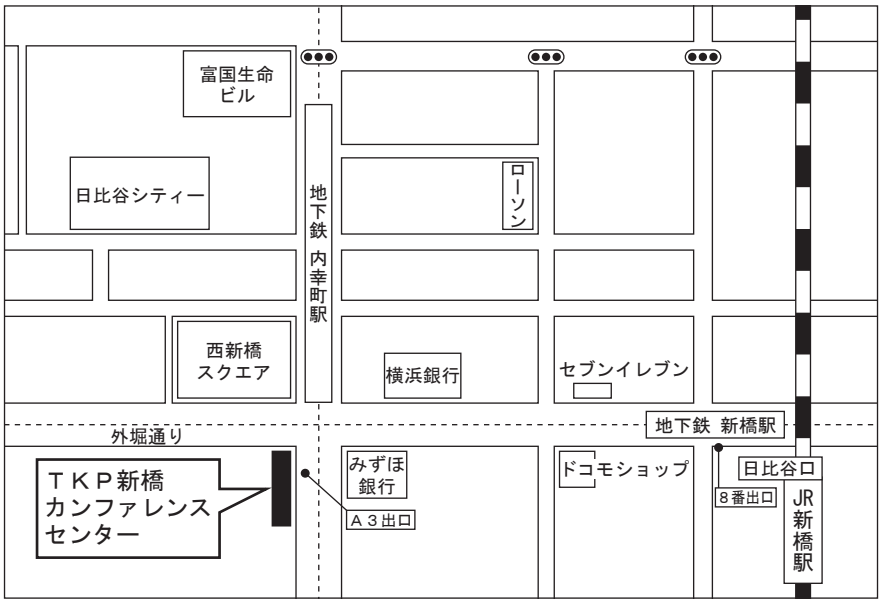

交通　●都営三田線 内幸町駅 Ａ３出口 徒歩１分
●東京メトロ銀座線 新橋駅 ８番出口 徒歩３分
●ＪＲ 新橋駅 日比谷口 徒歩４分